

報告第4号

専決処分事項の報告について(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月9日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

専決第6号

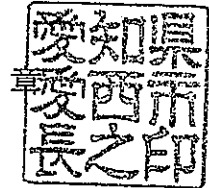


専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

平成30年4月25日 専決

愛西市長 日 永 貴



愛西市条例第25号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。